

専決処分の報告について

市道の管理^{かし}瑕疵に係る損害賠償について、別紙のとおり専決処分したので、
地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和2年9月7日提出

秦野市長 高橋 昌和

専 決 処 分 書



市道の管理^{かし}瑕疵に係る損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において次のとおり専決処分する。

1 賠償金額

350,029円

2 賠償の相手方



令和2年8月21日

秦野市長 高橋 昌 和



事故の概要

(1) 発生日時

令和元年12月5日午後5時頃

(2) 発生場所

秦野市千村三丁目243番41

(3) 事故の状況

■さんが上記場所の市道千村三丁目14号線を歩行中、グレーチングの隙間に右足を落とし込み、負傷した。

(4) 本市の責任原因

市道の管理^{かし}瑕疵

(5) 本市の責任割合

50パーセント